

2020年7月27日

新潟県知事

花角 英世 様

新潟県福祉保健部

部長 松本 晴樹 様

新潟県保険医会

会長 井上 正則

## 新型コロナウイルス感染症に関する要望書

新型コロナウイルス感染症対策への貴職のご尽力に敬意を表します。

本会は、県内 1,060 名の医科、歯科の保険医で構成し、保険医療の拡充、県民医療向上のための活動をおこなっています。

新型コロナウイルス感染拡大の下で、県内の医科・歯科医療機関は、患者や医療従事者の感染防止に最大限の注意を払いながら日常診療を続けてきました。

しかし、感染への不安や外出自粛等により、4～5月にかけて多くの医療機関では外来患者数が減少し、大幅な減収となっていることが、本会が5月上旬に行った緊急アンケートにおいても確認され、県やマスコミに情報提供したところです。

外来患者の受診手控えは現在も続いており、医療機関の経営に深刻で重大な影響が出ています。給与や賞与の削減が相次ぎ、診療体制の縮小に追い込まれる医療機関も現れています。また、新規開業の医療機関では、初期投資の回収もままならない中で、融資の返済や家賃、人件費など固定費の負担が重くのしかかっています。地域の医療機関が運転資金の不足から経営破綻、閉院ともなれば患者・住民への医療提供、健康の確保に支障をきたしてしまいます。

現在、東京都など大都市圏で新型コロナウイルス感染者が急増しており、しばらく新規感染のなかった地方でも感染者が目立ち始めています。今後想定される感染拡大「第2波」に備えて、感染者の受け入れ態勢の拡充と併せ、地域医療の維持・強化は不可欠で、山形県は「県全体で地域医療提供体制を維持するため」として、民間病院に支援金として50万円、医科、歯科診療所に30万円を給付することです。本県においても、すべての医科・歯科医療機関に対する県独自の支援策を講じていただきたく、下記の事項を要望いたします。

### 記

一、県内のすべての医科・歯科医療機関に対して、県独自の支援金、給付金等による減収補填策を講じること。

特に、新規開業の医療機関に対しては、融資の返済猶予、家賃・人件費の補助などの財政措置を講じること。

- 一、国に対して、医療機関の減収補填策への大規模な財政措置を求めること。
- 一、感染予防のための医療用マスクや消毒薬等の衛生材料・个人防护具（PPE）などについては、県の責任で必要量を確保し、すべての医科・歯科医療機関に適正価格で迅速・確実に供給する体制を整えること。
- 一、PCR検査を集中的に行う「地域外来・検査センター」をすべての保健所管内に開設し、県内の検査体制を拡充すること。
- 一、県の6月補正予算に盛り込まれた「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金」及び「医療機関・薬局等における感染拡大防止等の支援」について、新潟県から直接、県内全ての医療機関に対して事業内容をわかりやすく周知するとともに、医療従事者慰労金は、速やかに、漏れなく、確実に支給されるよう、申請に関する県の相談対応窓口を備えること。
- 一、受診手控えによる健康悪化や重症化を防止するため、県民に対して、安心して医療機関を受診するよう積極的に広報すること。
- 一、新型コロナ感染拡大の影響で収入が減少している県民に受診抑制が生じないよう、県独自の医療費助成や国民健康保険の減免措置を講じること。

以上

(付記)

当会が6月に実施した「新型コロナウイルス感染拡大の影響に関する緊急アンケート（5月診療分）」を添付します。